

広報



しらす

おもな内容

- 2P 水泳の事故を防ごう
- 2P お知らせ
- 3P 夏の交通安全運動
- 4P シンナー遊びの追放
- 5P 国保特別会計決算
- 6P 結核検診日程



7

下旬号
N 068

ち 磯松浜でにしき石拾いに余念のない人たち

○…荒波にもまれ、潮(うしお)に磨かれたにしき石は、津軽石特有の美しさを放ち、遠く県外から訪れる人たちの目をも楽しませている。

○…ブローチにペンダント、そしてゆび輪の玉にネクタイピンと。さまざまな装飾品の加工に夢を馳(は)せながら、愛好者たちは夏の一日を満喫している。

○…ころよい海からの風に吹かれ、ご自慢のにしき石を鑑賞し合っている人たちもいる。

○…しき石ブームは下火になったこのころだが、まだまだマニアはいる。

○…時化(しけ)で打ち上げられた砂利石のなから、目をこらしてお目あての石をさがす。





水泳の事故を防ごう

指定されたところで泳ぐこと

水に馴れさせることも大切

いよいよ水泳のシーズンがやってきました。そしてまた、夏休みに入ると心配になるのは学童の水死事故です。

人命を尊重し、悲しい水死事故をなくすることは、みんなの願いですが、かといって、やたらに水泳を禁止するのもどうかと思います。

まず、水をこわがらず、水に馴れさせ、事故に合わないような訓練をすることとあわせて、次のことに注意しましょう。

- ◇ 幼児の監視は責任をもつてあたる。
- ◇ 住宅の周囲の危険な場所には、かならず、サクやフタなどをする。
- ◇ 指定水泳場以外では絶対泳がせないよう指導する。
- ◇ 水泳にはかならず年上の友だちと出かける。
- ◇ 指定水泳場には責任のある監視員をつける。
- ◇ 水泳前の準備運動をかならず行なうように習慣づける。
- ◇ あふない水遊びを見た誰でも注意してやめさせる。
- ◇ 救命具を持っていく。
- ◇ 自分の水泳能力に無理な水泳や長時間の水泳をさける。
- ◇ ふざけて人を突き落とし、沈めたりしない。



お知らせ

フランス刺しゅう
内職講習会

県・内職指導所とメーカーの協力によって次のとおり内職講習会を開きまして多数出席されるようにしてください。

△とき 七月十九日午前十時から
△ところ 相内児童館
△講習内容 フランス刺しゅう。

妊婦検診は
二十七日です

妊婦検診を次により行ないます。健康な赤ちゃんを産むために、ぜひ受診されるようおすすしめします。相内地区以外のかたはマ

イタロバスで送迎します。

▽とき 七月二十七日、午後一時から

▽ところ 相診療所

▽担当医師 五所川原市 森田キヨ先生

なお、当日は母子手帳を忘れないように。

ガンの集団検診
を行ないます

ガンは脳卒中について第二位の死亡率を見せつけています。とくに三十五才から五十九才までの働きざかりが一番多く、四人に一人は死んでいます。

ガンを治す道は、定期的健康診断をうけて、ガンが発生していたら、まだ大きくならないうちに、早く取り除いてしまおうとしかありません。

できれば年二回が理想的ですが、すくなくとも一年一回は検診車による集団検診をうけてください。

▽七月二十九日 相内診療所前(相内、桂川、太田地区)

▽七月三十日 十二公民館前(十三地区)

▽七月三十一日 陽元(磯松地区)

磯松地区)

◎受付は午前五時から十時までです。

タバコ、水、お茶、ご飯等はいっさい口にしないで

受診するようにしてください。

乳児検診の日程

五所川原保健所の協力により、次の日程で乳児検診を行ないます。当日は母子手帳を持参の上おいでください。

▽対象者 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで生まれた赤ちゃんで

▽七月十八日 相内児童館(相内、太田、桂川地区)

午後一時から三時まで

▽七月十九日 十三公民館(十三地区)

午前十時から正午まで

▽七月十九日 陽元、磯松地区)

午後一時三十分から三時まで

郡老人福祉大会
二十九日、市浦中で

北郡老人福祉大会は二十九日午前十時から、市浦中学校体育館で開催されます。当日は郡内各町村から約一千人のお年寄りが参加することになっており、盛会が予想されます。

本村からも多数参加されるよう、おさそいください。

21日～30日
子どもとお年寄りの事故防止



- 交通安全標語**
- ◇運転は「見る」「待つ」「ゆずる」ゆとりから
 - ◇とびだすな、あそぶな車のまえ・うしろ
 - ◇おばあちゃんばくと渡ろう横断歩道
 - ◇親がする無理な横断子がまねる

ことしも二十一日から三十日まで「夏の交通安全運動」が行なわれます。この運動のねらいは、夏に目立って多い子どもと老人の事故防止の徹底をはかることです。みんなで次のことに気をつけましょう。

道路利用者として、もっとも弱い立場にある歩行者、とくに子どもや老人の交通事故が非常に多くなっております。なかでも六才未満の子どもの事故も多し、とびだし、ひとり歩き、車の直前直後の横断、道路での遊びなどが原因です。

また、事故が多いのは午後三時から五時までは、これは家事に忙しい保護者が目をなしているのと、時間的にも遊びつかれて気がゆるんでいることもあげられます。

交通事故の原因には、安全に遊べる場所が少ないことと道路がせまいことなどがあります。しかし、保護者さえ注意すれば事故も少なくありません。

社教シリーズ

(6)

子ども会に指導者、世話人がいることはすでにみなさん知っている事と思いますが、ところが、指導者、世話人は、果してなにをしているのかと疑問に思っている方々が多いと思います。

子ども会の指導者について

その中で今回は世話人、指導者の役割について簡単に説明しましょう。

一、「世話人」

一、社会的にも、肉体的にも、知的にも未熟な子どもたちであり、経済教育したりてはいけな

かけたなら、だれでもすぐ声をかけて注意してやること。

▽子ども、とくに幼児からつねに目を離さないようにすること。

▽子どもづれのときも、かならず子どもを右か左か、にた左手首をしっかりとつかんで出すのてきなようにすること。

▽道路の上では遊ばせないようにすること。

▽駐車中のすぐ前、すぐ後から横断しないこと。

▽お年寄りが歩いていたらいたわりの心で、優先させること。

▽お年寄りの歩行には、保護者がつきそえよう。また、右か左を正しく歩くようにする。

行楽等に行くときは、無理な日程の長距離運転は避ける。

▽右腕を窓わきのせて風を入れながらの片手運転はやめる。

▽ねむ気を防ぎため、時々視線をルームミラーやフェンダーミラー等に移す。

▽運転する前に、ブレーキ、ハンドル、ワイパー等の点検をして、確実に効くようにしておく。

▽雨が降り出したら、スピードを落とし、安全運転をするよう心がける。

子ども会全体の動きを見守り、そして調整の助言をし、外部との交渉や経費などに責任をもつてくれる役割りなのです。

三、世話人であることと理解をもつ熱心な人から誰でもよい。

二、専門指導者

歌、ゲーム、工作等、実演や指導にたねかな人にそれぞれの専門分野の指導を委嘱する。

四、世話人は、社会のルールに反することや人命に関するような行為である時は、厳たる態度で断固処理することが必要です。

い。子ども会全体の動きを見守り、そして調整の助言をし、外部との交渉や経費などに責任をもつてくれる役割りなのです。

三、世話人であることと理解をもつ熱心な人から誰でもよい。

二、専門指導者

歌、ゲーム、工作等、実演や指導にたねかな人にそれぞれの専門分野の指導を委嘱する。

四、世話人は、社会のルールに反することや人命に関するような行為である時は、厳たる態度で断固処理することが必要です。

い。子ども会全体の動きを見守り、そして調整の助言をし、外部との交渉や経費などに責任をもつてくれる役割りなのです。

三、世話人であることと理解をもつ熱心な人から誰でもよい。

二、専門指導者

歌、ゲーム、工作等、実演や指導にたねかな人にそれぞれの専門分野の指導を委嘱する。

四、世話人は、社会のルールに反することや人命に関するような行為である時は、厳たる態度で断固処理することが必要です。



シンナー接着剤の乱用

追放はまず家庭から

「うちの子にかぎって」

それがおとし穴です!

シンナーや接着剤には、トルエンとか酢酸エチルなどという、人体に有害な有機剤がはいっています。これを吸りますと、中枢神経がおかされ、失神、死亡するなど非常に危険です。

シンナー・接着剤を乱用すると

◇けるくたえず不安感をもた無気力になる。
◇幻覚が現われ、精神異常になる。

◇内臓や脳神経がおかされ、失明したり死亡したりする。

◇体の発育が止まるなどおそろしい結果を招きます。

みんなで追放しよう

○家庭では:

子どもとの態度や行動、友だち関係に充分注意

次のようすがあつたら

乱用を疑ってください

○吐く息や衣服からシンナーなどのにおいがする。

○勉強や仕事ぎらいて無気力になる。

○食欲が減退し、元気がなくなる。

○顔に油気がなくなり口のまわりが白く荒れる。

○学校では:

○有害性をよく理解させ、工作などで使う場合は劇物に準じた管理をしましょう。

○職場では:

○有害性をよく理解させ、管理を厳重にし、乱用を厳重に防ぎましょう。

○販売店では:

○乱用のおそれのある青少年には販売しないようにしましょう。

○児童、生徒には学校の証明書を確認してから販売しましょう。

○一般の方は:

○乱用しているところを発見した人は、すぐ警察官へ連絡しましょう。

住宅資金の借入でマイホームを

住宅金融公庫

受けつけは9月30日まで

①建設した住宅に自分が居住すること。

②住宅の敷地を所有し、または借地していること。

③同居予定の親族等があること。

④基準以上の月収があること。

△建物の規模・規格等▽

①住宅部分の床面積が三〇平方メートル以上二〇〇平方メートル以下であること。

②住宅部分と店舗または事務所等をあわせて建設する場合は、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の二分の一以上であること。

③住宅は公庫の定める住宅等の基準にあつているものであること。

△利率・償還期間・償還方法▽

①利率 年五・五割

②償還期間 木造、防火構造、組立木造または不燃組立構造の住宅は十八年以内、簡易耐火構造の住宅は

二十年以内

△融資額▽

規模、構造によつて異なりますが、四十七年度の場合木造のもので最高融資額が一五〇万円です。

△償還方法▽

元金均等割賦方式により毎月払い。

△受付期間▽

昭和四十七年九月三十日(土)まで。

△受付場所▽

最寄りの「住宅金融公庫業務取扱店」または「住宅金融公庫受付取扱店」と表示した金融機関。

なお、農山漁村住宅融資および住宅改良資金の融資ご希望のかたは、金融機関の窓口か役場建設課でおたずねください。

新役員紹介

(連合PTA)

○会長 佐藤佐吉 副同 三和佐市郎 浜田春士

▽監事 葛西敬太郎 奈良正勝

▽事務局長 前田幸治

新役員紹介

(市浦村商工会)

○会長 白川真一 副同 柳引寛蔵 奈良米雄 理事 中藤雄雄 嶋海善逸

中居栄 成田忠彰 八木沢良蔵 奈良正守 長尾平内 三和清平 成田文雄 笹山七郎 監事 工章二郎、万谷勝則。

(老人クラブ連合会)

○会長 三上勇之助 副同 小山重吉 斎藤敏勝 理事 笹山七郎、安田キサ、高橋トキ、斎藤キヨ、藤田ソト、柏谷豊作 奈良仁三郎、湯浅ナツ、秋月忠蔵 監事 奈良豊次郎 村元富弥

健康だと思ふあなたも



結核検診を受けましょう

県結核予防協会の協力により一般住民を対象にして次のとおり結核検診を実施します。
この検診は結核の早期発見、早期治療を目的として
受診票を持参おがいます。

レントゲンカーがきます

結核検診の日程

期日	場 所	時 間	区 域
8月1日	太田地区 木村 万作宅前 太田小学 校前 奈良喜一郎宅前	午前10時～10時30分 午前10時40分～11時20分 午前11時30分～12時	鏡開拓 旭開拓～山下町 太田本村
	桂川地区 秋田谷久助宅前	午後1時30分～2時	桂川全域
	相内地区 秋田谷 納宅前 三和 正治宅前 大沢 およ宅前	午後2時30分～3時 午後3時10分～4時 午後4時10分～5時	橋向、派立 本町、下村 吉野1、吉野2
8月2日	相内 診療所前 工藤銀次郎宅前	午前9時20分～10時 午前10時10分～11時	十三道～上浜 下浜住宅
	磯松地区 磯松 公民館前 新岡 与助宅前	午後1時～1時40分 午後1時50分～2時30分	磯松本村 川向
	脇元地区 脇元 公民館前 堀引由喜雄宅前 脇元 協前	午後2時40分～3時20分 午後3時30分～4時 午後4時～4時40分	保育所～堀引寛蔵 堀引由雄～堀引吉蔵 葛西重蔵～横山金作
8月3日	十三地区 新岡 清 宅前 中井 忠一 宅前 十三 公民館前 梶浦勇太郎宅前	午前2時～9時40分 午前9時50分～10時20分 午前10時40分～11時20分 午前11時30分～12時10分	山子、二軒町～浜田武二 小山重吉～漢迎寺 若山久蔵～本莊正 秋月忠蔵～若山三太郎

本村の結核患者数は四十二人（男二十八人女一人）です。

本村の結核患者数は四十二人（男二十八人女一人）です。年齢別では五十才未満九人、五十才から五十九才まで十二人、六十才以上三十一人となっており、老人性の結核が全体の半数です。



男性最高令者

高橋弥太郎さん(脇元)死去

本村の男性最高令者・高橋弥太郎さん(脇元)は、六月二十四日老衰のため自宅で死去しました。高橋さんは明治十年十一月二十七日の生れて満九十四才でした。「敬老

の日」にちなんで、村が作成した「長寿番付」では西方でカメラにおさまっています。したが、今春から衰弱が目立ち九十五才の記録をおおすけにしたまじりになりました。また、長寿の秘訣は春夏秋冬を問わず、冷水で顔を洗うことだ、かきやくとしたところをのぞかせていただけに、その死が惜しまれています。

昭和46年度国保決算まとめ

事業勘定

三千六百万円(87%)が医療費

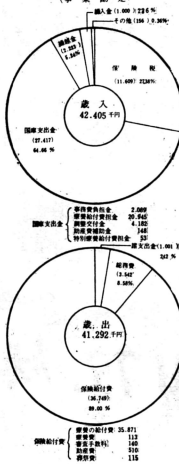
国民健康保険事業の昭和四十六年度決算が、このほどまとまりました。
歳出総額は四千三百三十四万円で前年より二七・七%の増です。このうち医療費(療養の給付費、療養費)は二八%を占めました。
国民健康保険特別会計の歳出総額の約八七%にあたる三千五百九十三万九千九百九十九円が医療費です。これはみなさんが病院の窓口で支払う三割分の医療費の残り七割相当分と妊産婦(届け出の日から出産の月の翌月末日まで)に対する十割給付による差額分が、毎月支払われたことになりました。
医療費(村負担分)の一世界帯平均は四万六千二百五十三円。一人当たりは一万一千七十七円となっています。このほか助産費として五十一万円(一件一万円)、葬費十一万五千元(一件五千元)が支給されています。また国保事業を運営するために、みなさんからもらっている保険料のほか、国から事務費負担金二

地区別医療費(村負担分)

区分	世帯数	被保数	受診率	医 療 費		
				総 額	世帯当り	一人当り
相 内	322	1,360	327.57	14,219	44,158	10,455
脇 元	255	1,062	309.32	10,425	40,882	9,816
十 三	200	840	378.93	11,295	56,475	13,446
計	777	3,262	335.16	35,939	46,253	11,017

百八万九千円、療養給付費負担金二千九百四万二千円、調整交付金四百二十三万五千円、助産費補助金十四万八千円、合計二千七百四十一万七千円。また、県からもらったことになりま

昭和46年度歳入歳出決算 (事業勘定)



保険料の税率がかわりました

ご承知のように国民健康保険事業は、国庫支出金とみなさんからの保険料でまかなうことになっていますが、医療費の増加によって今年度は四千円引き上げして一世界帯当り二万一千円の負担をしていただくことになりました。

改正された税率

区 分	改 正 前	改 正 後
所 得 割	100分の1.1	100分の1.3
資 金 割	100分の68	100分の71
均 等 割	1人につき1400円	1人につき1,800円
平 等 割	一世界帯つき4,000円	一世界帯つき5,000円

試 算 例 (5人家族で総所得70万円、固定資産税3千円)

区 分	前 年 度	今 年 度	差 引 額
所 得 割 額	7,700円	9,100円	1,400円
所 産 割 額	2,040	2,130	90
均 等 割 額	7,000	9,000	2,000
平 等 割 額	4,000	5,000	1,000
計	20,740	25,230	4,490